

一宮研伸大学学則

第1章 総則

(目的)

第1条 一宮研伸大学（以下「本学」という。）は、教育基本法及び学校教育法に基づき、深く専門の学芸を教授研究し、看護に関する高度な専門知識と実践的能力及び幅広い教養並びに豊かな人間性を備え、保健・医療・福祉の向上、発展に寄与できる医療専門職者を育成することを目的とする。

(自己点検・評価)

第2条 本学は、その教育研究水準の向上を図り、本学の目的及び社会的使命を達成するため、本学における教育研究活動等の状況について、自ら点検及び評価を行うものとする。

2 前項の実施に関して必要な事項は、別に定める。

第2章 学部、学科、学生定員、修業年限及び大学院

(学部、学科及び学生定員)

第3条 本学において設置する学部・学科及び学生定員は、次のとおりとする。

学 部	学 科	入学定員	編入学定員	収容定員
看護学部	看護学科	80人	3年次6人	332人

(大学院)

第3条の2 本学に大学院を置く。

2 大学院の学則は、別に定める。

(修業年限及び在学年限)

第4条 本学の修業年限は、4年とする。

2 学生は、8年を超えて在学することはできない。

第3章 学年、学期及び休業日

(学年)

第5条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第6条 学年を2期に分ける。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から3月31日まで

(授業期間)

第7条 1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35週にわたることを原則とする。

(休業日)

第8条 休業日は、次の各号のとおりとする。

一 土曜日、日曜日

- 二 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
 - 三 本学の創立記念日 12月1日
 - 四 春季・夏季・冬季休業日
- 2 前項各号に規定する休業日において、学長が必要と認めるときは、授業を行うことができる。
 - 3 第1項第4号の期間については、教授会の議を経て、学長が定める。
 - 4 第1項の規定以外に、必要ある場合は、学長は臨時に休業日を定めることができる。

第4章 入学、退学、転学、休学及び復学

(入学の時期)

第9条 入学の時期は、学年の始めとする。

(入学資格)

第10条 本学に入学することができる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- 一 高等学校を卒業した者
- 二 中等教育学校を卒業した者
- 三 通常の課程による12年の学校教育を修了した者
- 四 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
- 五 文部科学大臣が、高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- 六 文部科学大臣が認定した者
- 七 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）により文部科学大臣の行う高等学校卒業程度認定試験に合格した者（同規則附則第2条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号）による大学入学資格検定に合格した者を含む。）
- 八 その他本学において、相当の年齢に達し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

(入学の出願手続)

第11条 本学に入学を志願するものは、本学指定の書類に入学検定料を添えて提出しなければならない。

- 2 前項に規定する提出の時期、方法、提出すべき書類等については、別に定める。

(入学者の選考)

第12条 前条第1項の入学志願者については、別に定めるところにより、選考を行う。

(入学手続き及び入学許可)

第13条 前条の選考結果に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日までに、保証人を定め、本学所定の書類に入学金を添えて入学手続きをしなければならない。

- 2 学長は、前項に規定する入学手続きを完了した者に入学を許可する。

(再入学、転入学)

第14条 本学に再入学又は転入学を希望する者があるときは、欠員のある場合に限り、教授会で選考の上、学長が相当年次に入学を許可することができる。

- 2 前項の規定により入学を許可された者の、既に取得した授業科目及び単位数の取扱い並びに在学すべき年数については、教授会の議を経て、学長が決定する。
- 3 再入学及び転入学の手続き等は、第12条に準ずる。

(退学及び転学)

第15条 学生が退学しようとするときは、その事由を詳記した退学願を保証人連署の上、学長に提出しなければならない。

- 2 前項の場合において、学長は、教授会の議を経て、これを許可する。
- 3 学生が他の大学へ転学しようとするときは、その事由を詳記した転学願を保証人連署の上、学長に提出し、その許可を受けなければならない。
- 4 第3項の規定は、第2項の規定により、学生が転学する場合に準用する。

(休学)

第16条 学生は、疾病その他止むを得ない事情により、引き続き3ヶ月以上修学することができないときは、医師の診断書又は詳細な事由を付して、保証人連署の上、学長に願い出て、その許可を得て休学することができる。

- 2 疾病のため修学することが適当でないと認められる学生に対しては、学長は、教授会の議を経て、期間を定めて休学を命ずることができる。

(休学の期間)

第17条 休学の期間は、1年を超えることができない。ただし、特別な事由がある場合は、引き続き、さらに1年まで延長することができる。

- 2 休学の期間は、通算して4年を超えることができない。
- 3 休学の期間は、第4条第2項の在学年限に算入しない。

(復学)

第18条 学生は、休学期間中にその事由が消滅したときは、学長の許可を得て復学することができる。

(除籍)

第19条 学生が次の各号のいずれかに該当するときは、教授会の議を経て、学長が除籍する。

- 一 第4条第2項に定める在学年限を超えた者
- 二 第17条第2項に定める休学期間を超えてなお卒業できない者
- 三 授業料等の納付を怠り、督促してもなお納付しない者
- 四 死亡又は長期間にわたり行方不明の者

第5章 教育課程

(教育課程及び授業科目)

第20条 本学の教育課程及び授業科目並びに単位数は、別表1のとおりとする。

- 2 前項の授業は、多様なメディアを高度に活用して、当該授業を行う教室等以外の場所で

履修させることができる。

(単位の計算方法)

第21条 各授業の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。

- 一 講義については、15時間の授業をもって1単位とする。ただし、別に定める授業科目については、30時間の授業をもって1単位とする。
- 二 演習については、30時間の授業をもって1単位とする。ただし、別に定める授業科目については、15時間の授業をもって1単位とする。
- 三 実験、実習及び実技については、45時間の授業をもって1単位とする。ただし、別に定める授業科目については、30時間の授業をもって1単位とする。

(単位の授与)

第22条 授業科目を履修した場合に、成績の評価を行い、合格した者には所定の単位を与える。

- 2 前項に規定する成績の評価は、試験、論文、報告書その他の方法によって行う。
- 3 第20条第2項の規定による方法で履修し修得した単位は、60単位を超えない範囲で卒業の要件として認定することができる。

(学習の評価)

第23条 試験等の評価は、AA、A、B、C、Dをもって表し、C以上を合格とする。

- 2 試験の時期は、学期末又は学年末とする。ただし、当該教員が認めたときは、隨時行うことができる。
- 3 受験資格は、授業日数の3分の2以上出席した者に認められる。

(再試験)

第24条 試験に不合格の者には、再試験を受けさせことがある。

(追試験)

第25条 疾病その他やむを得ない事由により、試験当日受験できない者は、所定の様式にその事由を詳記して、願い出なければならない。

- 2 前項の願い出により、その事由がやむを得ないと認められた者には、追試験を受けさせることができる。

(学習の評価の実施方法等)

第26条 前第22条から第25条のほか、試験に関する実施規程は、別に定める。

第6章 卒業及び学位等

(卒業の要件)

第27条 本学を卒業するためには、学生は4年以上在学し、別表2の定めるところにより、所定の単位を修得しなければならない。

(卒業)

第28条 本学に4年以上在学し、本学則の定める授業科目及び単位数を修得した者につ

いては、教授会の意見を聴いて、学長が卒業を認定する。

2 学長は、卒業を認定した者に対して、卒業証書を交付する。

(学位)

第29条 前条第1項の規定により卒業した者には、学士の学位を授与する。

看護学部 学士（看護学）

(資格の取得)

第30条 本学において所定の単位を取得した者は、看護師国家試験の受験資格を取得することができる。

(入学前の既修得単位の認定)

第31条 本学は、教育上有益であると、教授会の議を経て、学長が認めたときは、学生が入学する前に他大学又は短期大学において履修した授業科目について、取得した単位を30単位を超えない範囲内で本学において修得したものとみなすことができる。

(他の大学の授業科目の履修等)

第31条の2 本学は、教育上有益であると、教授会の議を経て、学長が認めたときは、学生が他の大学の授業科目を履修し、修得した単位（外国の大学が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修得した単位を含む。）を30単位を超えない範囲内で本学において修得したものとみなすことができる。

(留学)

第32条 外国の大学へ留学を志望する者があるときは、当該大学と合意の上、教授会の議を経て、学長が留学を許可することができる。

2 前項の規定により留学を許可された者の修得単位の認定は、30単位を超えない範囲で、教授会の議を経て、学長が行う。

第7章 学費

(学費)

第33条 本学の学費は、次のとおりとする。

区分	金額
一 入学検定料	30,000円
二 入学金	250,000円
三 授業料	700,000円
四 教育充実費	400,000円
五 実験実習費	400,000円
六 科目等履修生の入学検定料	20,000円
七 科目等履修生の入学金	30,000円
八 聴講生の入学検定料	20,000円
九 聴講生の入学金	30,000円
十 外国人特別学生の入学検定料	20,000円
十一 外国人特別学生の入学金	30,000円

- 2 前項に定めるもの以外の納付金については、別に定める。
- 3 納付した学費等は、一切返還しない。ただし、入学手続きを完了した者で所定の期日までに入学辞退届を提出し、入学時納付金の返還を申し出た者には、入学金を除く納付金を返還する。

(授業料等の納入期)

第34条 授業料、教育充実費及び実験実習費（以下「授業料等」という。）の納入は、学年の始めに全額一括納入を原則とするが、次のとおり二期に分けて納入することができる。ただし、特別の事情があると認められる者は、延納を認めることができる。

- 前 期 納期 4月中
後 期 納期 10月中

(奨学制度)

第35条 入学試験の成績が特に優秀であった者及び在学中の成績が優秀な学生には、学長は、教授会の議を経て、授業料の一部を減免することができる。

(退学及び停学の場合の授業料等)

第36条 中途で退学する者又は除籍された者の当該学期分の授業料等は徴収する。ただし、死亡した者及び行方不明又は授業料等の未納を理由として除籍された者の未納の授業料等については、この限りではない。

- 2 停学期間中の授業料等は、徴収する。

(休学の場合の授業料等)

第37条 休学を許可され又は命ぜられた者については、月割計算により休学した月の翌月から復学した前月までの授業料等を免除する。

(復学の場合の授業料等)

第38条 学期の中途において復学した者は、月割計算により復学した月から当該期末までの授業料等を復学した月に納付しなければならない。

第8章 科目等履修生・聴講生及び外国人特別学生

(科目等履修生)

第39条 本学の学生以外の者で、一又は複数の授業科目を履修し、単位を取得しようとする者がある場合は、学生の学修に支障のない場合に教授会の議を経て、学長が科目履修生として入学を許可することができる。

- 2 科目等履修生の入学資格は、第10条に定める資格を有する者とする。
- 3 科目等履修生は、履修した授業科目につき第22条及び23条を準用し、単位を与えることができる。
- 4 科目等履修生に関して、必要な事項は、別に定める。

(聴講生)

第40条 本学の授業科目中1科目又は数科目を聴講しようとする者がある場合は、学生の学修に支障のない場合に教授会の議を経て、学長が聴講生として入学を許可することができる。

- 2 聴講生に対しては、当該授業科目の試験を行わない。
- 3 聴講生に関して、第1項の入学志願者の選考等に必要な事項については、別に定める。

(特別聴講学生)

第40条の2 本学と他の大学又は短期大学との単位互換に関する包括協定に基づき、一又は複数の授業科目を履修し、単位を取得しようとする者がある場合は、学生の学修に支障のない場合に教授会の議を経て、学長が特別聴講学生として入学を許可することができる。

- 2 その他特別聴講学生に関して必要な事項は、学長が別に定める。

(外国人特別学生)

第41条 外国人で第4章の入学に関する規定によらずに、本学に入学を志望する者に対しては、教授会の議を経て、学長が外国人特別学生として入学を許可することができる。

(入学出願手続)

第42条 前条の規定により入学を志望する者は、次の書類を提出しなければならない。

- 一 入学願書
- 二 履歴書
- 三 外務省、在外公館又は在日自国公館の推薦状
- 四 その他必要と認められる書類

(履歴証明)

第43条 外国人特別学生で履修した授業科目の試験に合格した者には、履歴証明書を交付することができる。

(学費の徴収)

第44条 外国人特別学生の学費の徴収に関して、特別の事由のある場合を除き、第13条、第33条及び第34条の規定を準用する。

- 2 外国人特別学生に関して必要な事項は、別に定める。

第9章 職員組織

(職員組織)

第45条 本学に学長、教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員を置く。

- 2 前項のほか、技術職員その他必要な職員を置くことができる。

第10章 教授会

(教授会)

第46条 本学に、教授会を置く。

- 2 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定するに当たり意見を述べるものとする。
 - 一 学生の入学及び卒業に関する事項
 - 二 学位の授与に関する事項
 - 三 前2号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定める事項

3 教授会は、前項に規定するもののほか、学長及び学部長がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。

(教授会の構成)

第47条 教授会は、学長、教授及び准教授をもって組織する。

2 前項の規定にかかわらず、教授会が必要と認めたときは、専任講師、助教及びその他の職員を加えることができる。

(その他)

第48条 本章に定めるもののほか、教授会に関して必要な事項は別に定める。

第11章 賞罰

(表彰)

第49条 学生として表彰に値する行為があった者は、教授会の議を経て、学長が表彰する。

2 表彰規程は、別に定める。

(罰則)

第50条 本学の学則、規程等に違反し、又は学生としての本分に反する行為をした者は、教授会の議を経て学長が懲戒する。

2 前項に規定する懲戒の種類は、退学、停学及び訓告とする。

3 前項に規定する懲戒のうち退学は、次の各号の一に該当する学生に対して行う。

- 一 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- 二 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
- 三 正当な理由がなく、出席が常でない者
- 四 本学の名誉を著しく傷つけた者
- 五 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

第12章 公開講座

(公開講座)

第51条 社会人の教養を高め、地域社会の教育・文化の向上に資するため、本学に公開講座を開設することができる。

2 前項の実施その他に関して必要な事項は、別に定める。

第13章 補則

(補則)

第52条 この学則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この学則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、改正後の第20条第1項及び第27条第1項に係る別表1及び別表2については、令和4年度に入学した者から適用し、令和3年度以前に入学した者については、なお、従前の例による。

附 則

この学則は、令和5年4月1日から施行する。ただし、改正後の第33条第1項第2号及び第3号は、改正後の規定にかかわらず、令和5年度以前に入学した者については、なお、従前の例による。

附 則

この学則は、令和5年12月14日から施行する。

附 則

この学則は、令和6年4月1日から施行する。

学則 別表1 授業科目・単位数

授業科目		看護師課程						助産師課程						
		単位数			（時間）	た1 間り単 数の位 時当	卒業及修 要び方 件法	単位数			（時間）	た1 間り単 数の位 時当	卒業及修 要び方 件法	
		必修	選択	自由				必修	選択	自由				
人間・社会学関連科目	哲学入門	1			15	15	必修科目4単位を含む、10単位以上を履修	1			15	15	必修科目6単位を含む、10単位以上を履修	
	心理学	2			30	15		2			30	15		
	教育学	1			15	15		1			15	15		
	法学	2			30	15		2			30	15		
	文化人類学	2			30	15		2			30	15		
	現代社会と経済	2			30	15		2			30	15		
	ジェンダー論	1			15	15		1			15	15		
	現代社会と家族	1			15	15		1			15	15		
	生命倫理	1			15	15		1			15	15		
	運動の科学	1			15	15		1			15	15		
教養科目群	運動の科学・実技	1			30	30		1			30	30		
	日本語表現	2			30	15	必修科目7単位を含む、9単位以上を履修	2			30	15	必修科目7単位を含む、9単位以上を履修	
	英語Ⅰ	2			30	15		2			30	15		
	英語Ⅱ	2			30	15		2			30	15		
	中国語Ⅰ	2			30	15		2			30	15		
	中国語Ⅱ	2			30	15		2			30	15		
	ポルトガル語	2			30	15		2			30	15		
	医療英語	1			15	15		1			15	15		
	コミュニケーション論	1			15	15		1			15	15		
関自然連科学	化学	1			15	15	必修科目6単位を含む、8単位以上を履修	1			15	15	必修科目7単位を含む、8単位以上を履修	
	生物と環境	2			30	15		2			30	15		
	情報科学	2			30	15		2			30	15		
	統計学	1			15	15		1			15	15		
	微生物学	1			15	15		1			15	15		
	加齢の科学	1			15	15		1			15	15		
	性と生殖の科学	1			15	15		1			15	15		
小計		17	21	0			27単位以上	20	18	0			27単位以上	
連携科目群	関智の科創目造	1			30	30	必修科目3単位を履修	1			30	30	必修科目3単位を履修	
	看護研究法	1			15	15		1			15	15		
	アカデミックスキルズ	1			15	15		1			15	15		
	小計	3	0	0			3単位以上	3	0	0			3単位以上	
専門基礎科目群	人体の構造と機能	生化学	1			15	15	必修科目24単位を含む、25単位以上を履修	1			15	15	必修科目24単位を含む、25単位以上を履修
	解剖生理学概論	1			15	15	1			15	15			
	解剖生理学Ⅰ	2			30	15	2			30	15			
	解剖生理学Ⅱ	1			15	15	1			15	15			
	解剖生理学Ⅲ	1			15	15	1			15	15			
	臨床栄養学	1			15	15	1			15	15			
	病態治療学概論（病態生理学）	1			15	15	1			15	15			
	病態治療学A（内科学）	2			30	15	2			30	15			
	病態治療学B（外科学）	1			15	15	1			15	15			
	病態治療学C（整形外科学・脳神経外科学）	1			15	15	1			15	15			
	病態治療学D（精神科学）	1			15	15	1			15	15			
	病態治療学E（小児科学・産科婦人科学）	2			30	15	2			30	15			
	生体防御機構と免疫	1			15	15	1			15	15			
	臨床薬理学	2			30	15	2			30	15			
	医療概論	1			15	15	1			15	15			
	看護援助的関係論	1			15	15	1			15	15			
	疫学	1			15	15	1			15	15			
	保健・医療・福祉システム論	2			30	15	2			30	15			
	公衆衛生学	2			30	15	2			30	15			
	医療経済	1			15	15	1			15	15			
	コミュニケーション支援論	1			15	15	1			15	15			
小計		24	3	0			25単位以上	24	3	0			25単位以上	

授業科目		看護師課程						助産師課程							
		単位数			（時間）	た1 間り単 数の位 時当	卒業及修 業要び方 件	単位数			（時間）	た1 間り単 数の位 時当	卒業及修 業要び方 件		
		必修	選択	自由				必修	選択	自由					
看護の基礎	基礎看護学Ⅰ（看護学概論）	2			30	15	必修科目70単位を含む、71単位以上を履修	2			30	15	必修科目70単位を含む、71単位以上を履修		
	基礎看護学Ⅱ（基礎看護技術論①）	2			45	15・30		2			45	15・30			
	基礎看護学Ⅲ（看護過程の理論と展開）	2			30	15		2			30	15			
	基礎看護学Ⅳ（ヘルスアセスメント）	2			30	15		2			30	15			
	基礎看護学Ⅴ（基礎看護技術論②）	2			30	15		2			30	15			
	医療と看護の倫理	1			15	15		1			15	15			
	基礎看護学実習Ⅰ	1			45	45		1			45	45			
	基礎看護学実習Ⅱ	2			90	45		2			90	45			
	地域看護論	2			30	15		2			30	15			
	家族の健康と看護	1			15	15		1			15	15			
専門科目群	在宅看護論	1			15	15		1			15	15			
	エンド・オブ・ライフ看護論	1			15	15		1			15	15			
	療養生活支援看護学Ⅰ	2			30	15		2			30	15			
	療養生活支援看護学Ⅱ	2			45	15・30		2			45	15・30			
	療養生活支援看護学実習	4			180	45		4			180	45			
	急性期看護学Ⅰ	2			30	15		2			30	15			
	急性期看護学Ⅱ	1			30	30		1			30	30			
	急性期看護学実習	3			135	45		3			135	45			
	高齢者の健康生活支援看護学Ⅰ	2			30	15		2			30	15			
	高齢者の健康生活支援看護学Ⅱ	2			30	15		2			30	15			
	高齢者の健康生活支援看護学実習Ⅰ	2			90	45		2			90	45			
	高齢者の健康生活支援看護学実習Ⅱ	2			90	45		2			90	45			
	小児看護学Ⅰ	2			30	15		2			30	15			
	小児看護学Ⅱ	2			45	15・30		2			45	15・30			
	小児看護学実習	2			90	45		2			90	45			
	母性看護学Ⅰ	2			30	15		2			30	15			
	母性看護学Ⅱ	2			30	15		2			30	15			
	母性看護学実習	2			90	45		2			90	45			
	精神看護学Ⅰ	2			30	15		2			30	15			
	精神看護学Ⅱ	2			30	15		2			30	15			
	精神看護学実習	2			90	45		2			90	45			
看護の統合と発展	医療安全管理論	1			15	15		1			15	15			
	感染予防看護論	1			15	15		1			15	15			
	クリティカルケア論	1			15	15		1			15	15			
	国際看護論	1			15	15		1			15	15			
	看護管理学	1			15	15		1			15	15			
	災害看護論	1			15	15		1			15	15			
	キャリア形成論	1			15	15		1			15	15			
助産師課程専門科目群	卒業研究（卒論ゼミナール）	3			90	30	71単位以上	3			90	30	71単位以上		
	総合看護学実習	3			135	45		3			135	45			
	総合看護実践論	1			15	15		1			15	15			
	小計	70	3	0				70	3	0					
	周産期医学論							2			30	15			
	助産学総論							1			15	15			
	助産管理論							2			30	15			
助産師課程専門科目群	助産診断技術学Ⅰ						助産師国家試験受験資格を取得する場合、23単位すべてを履修	3			45	15	助産師国家試験受験資格を取得する場合、23単位すべてを履修		
	助産診断技術学Ⅱ							3			90	30			
	助産学演習							1			30	30			
	助産学実習Ⅰ							9			405	45			
	助産学実習Ⅱ							2			90	45			
	小計	0	0	0				23	0	0					
	卒業要件単位数										126				
助産師国家試験受験資格を取得する場合の最低必要単位数															
—															
149															

看護師課程：必修科目114単位（教養科目群から17単位、連携科目群から3単位、専門基礎科目群から24単位、専門科目群から70単位）、選択科目12単位以上（教養科目群から10単位以上【人間・社会学関連科目から4単位以上、コミュニケーション関連科目から2単位以上、自然科学関連科目から1単位以上】、専門基礎科目群から1単位以上、専門科目群から1単位以上を修得し、合計で126単位以上修得すること）。

助産師課程：必修科目117単位（教養科目群から20単位、連携科目群から3単位、専門基礎科目群から24単位、専門科目群から70単位）、選択科目9単位以上（教養科目群から7単位以上【人間・社会学関連科目から4単位以上、コミュニケーション関連科目から2単位以上、自然科学関連科目から1単位以上】、専門基礎科目群から1単位以上、専門科目群から1単位以上を修得し、合計で126単位以上修得すること）。

また、助産師課程専門科目群の8科目23単位を加えた、149単位以上修得すること。

学則 別表2 卒業要件に必要な履修科目の内訳と単位数

分野(区分)	全課程 必修科目	看護師課程		助産師課程	
		選択科目	卒業要件	選択科目	国家試験 受験資格 取得要件
教養科目群	17 単位	10 単位以上	27 単位以上	10 単位以上 (うち課程必修 3 単位)	27 単位以上
連携科目群	3 単位	—	3 単位以上	—	3 単位以上
専門基礎 科目群	24 単位	1 単位以上	25 単位以上	1 単位以上	25 単位以上
専門科目群	70 単位	1 単位以上 (うち選択必修 3 単位※)	71 単位以上	24 単位以上 (うち課程必修 23 単位)	94 単位以上
計	114 単位	12 単位以上	126 単位以上	35 単位以上 (うち課程必修 26 単位)	149 単位以上

※ 課程必修：助産師課程選択の学生のみ、必修科目として履修する単位数。

一宮研伸大学大学院学則（案）

第1章 総則

（目的）

第1条 一宮研伸大学大学院（以下「本大学院」という。）は、建学の精神に基づき、深い学識と卓越した能力や人間力を培い、看護における高度な専門職として地域の看護界の発展に寄与することを目的とする。

（自己点検・評価）

第2条 本大学院は、教育研究水準の向上を図り、本大学院の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究等の状況について、自ら点検及び評価を行い、その結果に基づいて教育研究活動等の改善及び充実に努める。

2 前項の点検及び評価に関し必要な事項は、別に定める。

（教育内容等の改善のための組織的な研修等）

第3条 本大学院は、授業及び研究指導の内容及び方法の改善を図るため、本大学院における研修及び研究を組織的に実施するものとする。

2 研修等の実施に関し必要な事項は、別に定める。

第2章 組織

（課程）

第4条 本大学院に博士課程を置く。

2 博士課程は、これを前期2年の課程（以下「博士前期課程」という。）及び後期3年の課程（以下「博士後期課程」という。）に区分し、博士前期課程は、これを修士課程として取り扱うものとする。

（研究科及び入学定員等）

第4条の2 本大学院に看護学研究科看護学専攻を置く。

2 研究科の学生定員は、次のとおりとする。

研究科	専攻	課程	学生定員	
			入学定員	収容定員
看護学研究科	看護学専攻	博士前期課程	6名	12名
		博士後期課程	2名	6名

（研究科長等）

第5条 研究科に研究科長及び必要な職員を置く。

2 研究科長は、研究科に関する校務をつかさどる。

（事務局）

第6条 本大学院の事務は、事務局において処理する。

（研究科教授会）

第7条 本大学院の教育研究に関する重要な事項を審議するため、研究科教授会を置く。

2 研究科教授会に関し必要な事項は、別に定める。

(委員会)

第8条 本大学院の運営に必要な委員会を置くことができる。

2 委員会に関し必要な事項は、別に定める。

第3章 学年、学期及び休業日

(学年)

第9条 学年は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日で終わる。

(学期)

第10条 学年を次の学期に分ける。

前 期 4月1日から9月30日まで

後 期 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第11条 休業日は、次の各号のとおりとする。

一 日曜日

二 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

三 一宮研伸大学の創立記念日 12月1日

四 春季・夏季・冬季休業

2 前項各号に規定する休業日において、学長が必要と認めるときは、授業を行うことができる。

3 第1項第4号の期間については、研究科教授会の議を経て、学長が定める。

4 第1項の規定以外に、必要ある場合は、学長は臨時に休業日を定めることができる。

第4章 修業年限及び在学年限

(修業年限)

第12条 本大学院の修業年限は、次の各号に定めるとおりとする。

一 博士前期課程は2年とする。ただし、第33条ただし書きに規定する場合にあっては、この限りではない。

二 博士後期課程は3年とする。ただし、第33条の2ただし書きに規定する場合にあっては、この限りではない。

(在学年限)

第13条 本大学院の在学年限は、次の各号に定めるとおりとする

一 博士前期課程は4年を超えることができない。

二 博士後期課程は6年を超えることができない。

(長期履修)

第14条 学生が職業を有している等の事情により、第12条規定する修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し課程を修了することを申し出たときは、支障のない場合に限り、その計画的な履修（以下「長期履修」という。）を認めることができる。

2 長期履修に関し必要な事項は、別に定める。

第5章 入学、休学及び退学等

(入学の時期)

第15条 入学の時期は、学年の始めとする。

(博士前期課程の入学資格)

第16条 博士前期課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 一 大学を卒業した者
- 二 学校教育法（以下「法」という。）第104条第7項の規定により学士の学位を授与された者
- 三 外国において学校教育における16年の課程を修了した者
- 四 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより、当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
- 五 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- 六 外国の大学その他の外国の学校（その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。）において、修業年限が3年以上である課程を修了すること（当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。）により、学士の学位に相当する学位を授与された者
- 七 専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- 八 文部科学大臣の指定した者
- 九 学校教育法第102条第2項の規定により大学院に入学した者であった、本大学院において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認められた者
- 十 本学大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22歳に達した者

(博士後期課程の入学又は進学の資格)

第16条の2 博士後期課程に入学又は進学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 一 本学大学院若しくは他の大学院で修士の学位又は専門職学位を授与された者
- 二 外国において、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者

- 三 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- 四 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置づけられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- 五 國際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法（昭和51年法律第72号）第1条第2項に規定する1972年12月11日の国際連合総合決議に基づき設立された国際連合大学（以下「国際連合大学」という。）の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者
- 六 外国の学校、第4号の指定を受けた教育施設又は国際連合大学の教育課程を履修し、大学院設置基準（昭和49年文部省令第28号）第16条の2に規定する試験及び審査に相当するものに合格し、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者
- 七 文部科学大臣の指定した者
- 八 大学院において、個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で、24歳に達した者

（入学の出願手続）

- 第17条 第16条及び第16条の2に規定する者で入学を志願する者は、本大学院所定の書類に入学検定料を添えて、所定の期日までに提出しなければならない。
- 2 前項に規定する提出の時期、方法、提出すべき書類等については、別に定める。

（進学の出願手続）

- 第17条の2 第16条の2に規定する者で進学を志願する者は、本大学院所定の書類を所定の期日までに提出しなければならない。
- 2 前項に規定する提出の時期、方法、提出すべき書類等については、別に定める。

（入学試験又は進学試験）

- 第18条 第17条第1項の入学志願者及び第17条の2第1項の進学志願者については、別に定めるところにより、選考を行う。

（入学手続及び入学許可）

- 第19条 前条の選考結果に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日までに、連帯保証人を定め、本大学院所定の書類に入学金を添えて入学手続きをしなければならない。
- 2 学長は、前項に規定する入学手続きを完了した者に入学を許可する。

（進学手続及び進学許可）

- 第19条の2 第18条の選考結果に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日までに、連帯保証人を定め、本大学院所定の書類で進学手続きをしなければならない。
- 2 学長は、前項に規定する進学手続きを完了した者に進学を許可する。

（転入学）

- 第20条 本大学院に他の大学院に在学する者で転入学を志願するものがあるときは、欠員のある場合に限り、研究科教授会で選考の上、学長が相当年次に入学を許可することが

できる。

(再入学)

第21条 第27条及び第28条の規定により本大学院を退学した者又は除籍した者で本大学院に再び入学を志願するものは、欠員のある場合に限り、研究科教授会で選考の上、学長が相当年次に入学を許可することができる。

(転入学、再入学の修業年限等)

第22条 第20条及び21条の規定により入学を許可された者の在学期間の通算及び既修得単位の取り扱いその他必要な事項は、別に定める。

(休学)

第23条 学生が疾病その他止むを得ない事情により、引き続き3ヶ月以上修学することができないときは、医師の診断書又は詳細な事由を付して、学長に願い出て、その許可を得て休学することができる。

- 2 学長は、疾病のため修学することが適当でないと認められる学生に対して、研究科教授会の議を経て、期間を定めて休学を命ずることができる。
- 3 休学期間は、引き続き1年を超えることができない。ただし、特別な事情がある場合は、学長の許可を受けて、引き続き、さらに1年の範囲内で期間を延長することができる。
- 4 休学期間は、博士前期課程にあっては通算して2年、博士後期課程にあっては通算して3年を超えることはできない。
- 5 休学期間は、第13条の在学年限に算入しない。

(復学)

第24条 学生は、休学期間満了のとき又は休学期間中に当該事由が消滅したときは、医師の診断書又は詳細な事由を付して、学長に願い出て、その許可を得て復学することができる。

(転学)

第25条 学生が他の大学院へ転学をしようとするときは、学長の許可を得て転学することができる。

(留学)

第26条 学生が外国の大学院に留学をしようとするときは、学長の許可を得て留学することができる。

- 2 前項の許可を受けて留学した期間は、第12条の修業年限に含めることができる。
- 3 留学の取扱いについては、別に定める。

(退学)

第27条 学生が退学しようとするときは、その事由を詳記した退学願を学長に提出し、その許可を受けなければならない。

(除籍)

第28条 学生が次の各号のいずれかに該当する場合は、研究科教授会の議を経て、学長が除籍することができる。

- 一 第13条に規定する在学年限を超えた者

- 二 傷病その他の事由により、成業の見込みがないと認められた者
- 三 授業料の納付を怠り、督促してもなお納付しない者
- 四 行方不明の者又は死亡した者

第6章 教育課程及び履修方法等

(教育課程の編成方針)

第29条 教育課程の編成は、本大学院の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設するとともに学位論文の作成等に対する指導計画を策定し、体系的に行うものとする。

2 教育課程の編成に当たっては、専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力を修得させるとともに、当該専攻分野に関連する分野の基礎的要素を涵養するよう適切に配慮するものとする。

(授業科目)

第30条 教育課程は、各授業科目を必修科目、選択科目に分け、各年次に配当して編成するものとする。

2 博士前期課程の授業科目及び単位数は、別表1のとおりとする。

3 博士後期課程の授業科目及び単位数は、別表1-2のとおりとする。

4 第2項及び第3項の授業は、多様なメディアを高度に活用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

(教育方法の特例)

第31条 教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適切な方法により教育を行うことができる。

第32条 (削除)

(修了要件)

第33条 博士前期課程の修了の要件は、当該課程に2年以上在籍し、所定の在学年限を満たし、別表1-1の定めるところにより、所要の授業科目について所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文についての審査及び試験に合格した者に対し、研究科教授会の意見を聴いて、学長が修了を認定する。ただし、在学期間に関しては、特に優れた研究業績を上げた者については、本大学院に1年以上在学すれば足りることとする。

第33条の2 博士後期課程の修了の要件は、当該課程に3年以上在籍し、所定の在学年限を満たし、別表1-3の定めるところにより、所要の授業科目について所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文についての審査及び試験に合格した者に対し、研究科教授会の意見を聴いて、学長が修了を認定する。ただし、在学期間に関しては、特に優れた研究業績を上げた者については、本大学院に2年以上在学すれば足りることとする。

(単位の計算方法)

第34条 各授業の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をも

って構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。

- 一 講義については、15時間の授業をもって1単位とする。ただし、別に定める授業科目については、30時間の授業をもって1単位とする。
- 二 演習については、30時間の授業をもって1単位とする。ただし、別に定める授業科目については、15時間の授業をもって1単位とする。
- 三 実験、実習及び実技については、45時間の授業をもって1単位とする。ただし、別に定める授業科目については、30時間の授業をもって1単位とする。

(単位の授与)

第35条 授業科目を履修した場合に、成績の評価を行い、合格した者には所定の単位を与える。

- 2 前項に規定する成績の評価は、試験、論文、報告書その他の方法によって行う。
- 3 第30条第4項の規定による方法で履修し修得した単位は、博士前期課程においては20単位を超えない範囲で修了の要件として認定することができる。
- 4 第30条第4項の規定による方法で履修し修得した単位は、博士後期課程においては2単位を超えない範囲で修了の要件として認定することができる。

(学修の評価)

第36条 試験等の評価は、AA、A、B、C、Dをもって表し、C以上を合格とする。

- 2 試験の時期は、学期末又は学年末とする。ただし、当該教員が認めたときは、隨時行うことができる。
- 3 受験資格は、授業日数の3分の2以上出席した者に認められる。

(入学前の既修得単位等の認定)

第37条 教育上有益と認めるときは、学生が本大学院に入学する前に他の大学の大学院において修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）を、本大学院に入学した後の本大学院において修得したものとみなすことができる。

- 2 前項の規定により本大学院において修得したものとみなす単位は、博士前期課程においては15単位を超えないものとする。
- 3 第1項の規定により本大学院において修得したものとみなす単位は、博士後期課程においては2単位を超えないものとする。

(他の大学院における授業科目の履修等)

第38条 教育上有益と認めるときは、他の大学院との協議に基づき、学生に当該他の大学院の授業科目を履修させることができる。

- 2 前項の規定により履修した授業科目について修得した単位は、博士前期課程においては15単位を超えない範囲で修了の要件となる単位として認めることができる。
- 3 前項及び第37条第2項で修得したものとみなすことができる単位数は、博士前期課程においては合わせて20単位を超えないものとする。
- 4 第1項及び第37条第3項の規定により本大学院において修得したものとみなす単位は、博士後期課程においては4単位を超えないものとする。

(授業科目の履修方法等)

第39条 授業科目の履修方法に関し必要な事項は、別に定める。

第7章 学位

(学位)

第40条 第33条において、修了を認められた者には、修士(看護学)の学位を授与する。

- 2 第33条の2において、修了を認められた者には、博士(看護学)の学位を授与する。
- 3 学位の授与に関し必要な事項は、別に定める。

第8章 入学金及び授業料等

(入学金及び授業料等)

第41条 入学検定料、入学金及び授業料等は、別表2及び別表2-1のとおりとする。

- 2 第14条に規定する長期履修生が納める授業料の額は、別表2-2及び別表2-3のとおりとする
- 3 第42条に規定する科目等履修生が納める入学検定料、入学金及び科目等履修料の額は、別表3のとおりとする。
- 4 第43条に規定する聴講生が納める入学検定料、入学金及び聴講料の額は、別表4のとおりとする。
- 5 第44条に規定する大学院研究生が納める入学金、入学金及び研究指導料の額は、別表5のとおりとする。
- 6 前各項の納入方法等必要な事項は、別に定める。

第9章 科目等履修生、聴講生、大学院特別聴講学生、大学院研究生及び外国人留学生

(科目等履修生)

第42条 本大学院の学生以外の者で、本大学院所定の授業科目中、一又は複数の授業科目を履修し、単位を取得しようとする者がある場合は、本大学院の教育に支障のない場合に限り、研究科教授会の議を経て、学長が科目等履修生として入学を許可することができる。

- 2 科目等履修生の入学資格は、第16条に定める資格を有する者とする。
- 3 科目等履修生は、履修した授業科目につき第35条及び第36条を準用し、単位を与えることができる。
- 4 科目等履修生に関し必要な事項は、別に定める。

(聴講生)

第43条 本大学院において特定の授業科目の聴講を志願する者があるときは、本大学院の教育に支障のない場合に限り、研究科教授会の議を経て、学長が聴講生として入学を許可することができる。

- 2 聴講生に対しては、当該授業科目の試験を行わない。
- 3 聴講生に関し必要な事項は、別に定める。

(大学院特別聴講学生)

第43条の2 他の大学院に在籍する学生で、本学大学院の授業科目を履修し、単位を取得しようとする者がある場合は、当該他大学院との協議に基づき、学生の学修に支障のない場合に研究科教授会の議を経て、学長が大学院特別聴講学生として入学を許可することができる。

2 大学院特別聴講学生に関して必要な事項は、別に定める。

(大学院研究生)

第44条 本大学院において特定の専門事項について研究しようとする者があるときは、本大学院の教育に支障のない場合に限り、研究科教授会の議を経て、学長が大学院研究生として入学を許可することができる。

2 大学院研究生に関し必要な事項は、別に定める。

(外国人留学生)

第45条 外国人で、本大学院において教育を受ける目的で入国し、本大学院に入学を志願する者があるときは、研究科教授会の議を経て、学長が外国人留学生として入学を許可することができる。

2 外国人留学生に関し必要な事項は、別に定める。

第10章 賞罰

(表彰)

第46条 学生として表彰に値する行為があった者は、研究科教授会の議を経て、学長が表彰することができる。

2 表彰規程は、別に定める。

(懲戒)

第47条 本大学院の学則、規程等に違反し、又は学生としての本分に反する行為をした者は、研究科教授会の議を経て学長が懲戒する。

2 前項の規定する懲戒の種類は、退学、停学及び訓告とする。

3 前項の規定する懲戒のうち退学は、次の各号のいずれかに該当した学生に対して行う。

- 一 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- 二 学業を怠り成業の見込がないと認められる者
- 三 正当な理由なく、出席が常でない者
- 四 本学の名誉を著しく傷つけた者
- 五 本大学院の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者

第11章 雜則

(その他)

第48条 この学則に定めるものほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この学則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、令和5年12月14日から施行する。

附 則

この学則は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、令和8年4月1日から施行する。

別表1 博士前期課程の授業科目及び単位数

科目区分		授業科目の名称	地域生活創成看護分野			専門看護師育成(がん看護CNS)			
			単位数			履修方法及び修了要件			
			必修	選択	自由	必修	選択	自由	
共通科目		地域創成ケアシステム論	2			必修科目7単位及び選択科目の内で、10単位以上を含む、合計17単位以上履修	2		
		看護研究法Ⅰ	2				2		
		看護研究法Ⅱ	2				2		
		死生学	2				2		
		看護理論	2				2		
		看護倫理	2				2		
		看護教育論	2				2		
		看護管理論	2				2		
		コンサルテーション論	2				2		
		医療英語特論	1				1		
		病態生理学特論					2		
		臨床薬理学特論					2		
		フィジカルアセスメント					2		
専門科目	地域創成ケアシステム	看護マネジメント学特論Ⅰ	2			各専攻領域の特論Ⅰ、特論Ⅱ及び演習で6単位を含み、他領域の特論Ⅰ、特論Ⅱ、実践論Ⅰ又は実践論Ⅱから2単位以上選択し、合計8単位以上履修	2	必修科目24単位を履修	
		看護マネジメント学特論Ⅱ	2				2		
		看護マネジメント学演習	2				2		
		看護科学特論Ⅰ	2				2		
		看護科学特論Ⅱ	2				2		
		看護科学演習	2				2		
	地域生活創成看護	次世代育成看護学特論Ⅰ	2				2		
		次世代育成看護学特論Ⅱ	2				2		
		次世代育成看護学演習	2				2		
		急性・療養生活支援看護学特論Ⅰ	2				2		
		急性・療養生活支援看護学特論Ⅱ	2				2		
		急性・療養生活支援看護学演習	2				2		
		メンタルヘルス支援看護学特論Ⅰ	2				2		
		メンタルヘルス支援看護学特論Ⅱ	2				2		
		メンタルヘルス支援看護学演習	2				2		
		がん療養生活支援看護学特論Ⅰ	2				2		
		がん療養生活支援看護学特論Ⅱ	2				2		
		がん療養生活支援看護学演習	2				2		
		がん療養生活支援看護学特論Ⅲ	2				2		
		がん療養生活支援看護学実践論Ⅰ	2				2		
		がん療養生活支援看護学実践論Ⅱ	2				2		
		がん療養生活支援看護学実践論Ⅲ	4				4		
		がん療養生活支援看護学実習Ⅰ	2				2		
		がん療養生活支援看護学実習Ⅱ	2				2		
		がん療養生活支援看護学実習Ⅲ	4				4		
		がん療養生活支援看護学実習Ⅳ	2				2		
研究科目		看護学特別研究	6			必修科目6単位を履修	6		
修了要件単位数			13	74		31単位以上	43	44	
								49単位以上	

別表1－1 博士前期課程の修了要件に必要な履修科目の内訳と単位数

分野区分	地域 生 活 創 成 看 護 分 野					
	地域創成ケアシステム分野			専門看護師育成（がん看護CNS）		
科目区分	必修科目	選択科目	卒業要件	必修科目	選択科目	専門看護師の認定要件
共通科目	7単位	10単位以上	17単位以上	13単位	6単位以上 <注2>	19単位以上
専門科目	—	8単位以上 <注1>	8単位以上	24単位	—	24単位以上
研究科目	6単位	—	6単位以上	6単位	—	6単位以上
合計	13単位	18単位以上	31単位以上	43単位	6単位以上	49単位以上

注1. ①各専攻領域の特論Ⅰ、特論Ⅱ及び演習で6単位を履修する。

②他領域の特論Ⅰ、特論Ⅱ、実践論Ⅰ又は実践論Ⅱから2単位以上選択し、履修する。

注2. 選択必修5科目(看護理論、看護倫理、看護教育論、看護管理論、コンサルテーション論)のうち3科目以上は、必ず履修する。

別表 1－2 博士後期課程の授業科目及び単位数

科目区分	授業科目名	単位数			履修方法及び修了要件
		必修	選択	自由	
基盤科目	看護科学研究論	2			
専門科目	地域創成ケアシステム特論		2		必須科目 8 単位及び選択必修 2 単位（地域創成ケアシステム特論、地域生活創成看護特論のうちいずれか 2 単位）を含む 10 以上履修
	地域生活創成看護特論		2		
研究科目	看護学特別研究Ⅰ	2			
	看護学特別研究Ⅱ	2			
	看護学特別研究Ⅲ	2			
	修了要件単位数	8	4		10 単位以上

別表 1－3 博士後期課程の修了要件に必要な履修科目の内訳と単位数

分野区分	必修科目	選択科目	修了要件
基盤科目	2 単位		2 単位
専門科目		2 単位以上	2 単位以上
研究科目	6 単位		6 単位
合計	8 単位	2 単位以上	10 単位以上

注 1. 必修科目 4 科目・8 単位を修得すること。

注 2. 選択必修 2 科目（地域創成ケアシステム特論、地域生活創成看護特論）のうち 1 科目・2 単位以上を修得すること。

別表2 (第41条第1項関係)

区分		金額(円)
博士前期課程	入学検定料	30,000円
	入学金	150,000円
	授業料	800,000円
	教育充実費	200,000円

- 注1. 本学学部生が、卒業後直ちに大学院を志願する場合は、入学金は全額免除とする。
 注2. 大雄会一宮高等看護専門学校、愛知きわみ看護短期大学及び本学の卒業生が博士前期課程に入学する場合は、入学金は半額免除とする。
 注3. 専門看護師育成（がん看護CNS）履修者は、上記以外の経費を別途定める。

別表2-1 (第41条第1項関係)

区分		金額(円)
博士後期課程	入学検定料	30,000円
	入学金	100,000円
	授業料	800,000円

- 注1. 大雄会一宮高等看護専門学校、愛知きわみ看護短期大学及び本学の卒業生・修了生が博士後期課程に入学する場合は、入学金は全額免除とする。

別表2-2 (第41条第2項関係)

区分		金額(円)
博士前期課程	授業料及び 教育充実費	1年目 700,000円
		2年目 700,000円
		3年目 600,000円

別表2－3（第41条第3項関係）

区分		金額(円)
博士後期課程	授業料	1年目 800,000円
		2年目 600,000円
		3年目 500,000円
		4年目 500,000円

別表3（第41条第3項関係）

区分		金額(円)
科目等履修生	入学検定料	10,000円
	入学金	15,000円
	科目等履修料	1単位につき15,000円

注1.別表3については、教育充実費に要する費用を除く。

別表4（第41条第4項関係）

区分		金額(円)
聴講生	入学検定料	10,000円
	入学金	15,000円
	聴講料	1単位につき15,000円

注1.別表4については、教育充実費に要する費用を除く。

別表5（第41条第5項関係）

区分		金額(円)
大学院研究生	入学検定料	10,000円
	入学金	15,000円
	授業料	100,000円
	教育充実費	100,000円

一宮研伸大学大学院 学則変更の事由

（2）変更事項を記載した書類

1. 変更の事由

大学院看護学研究科看護学専攻博士後期課程の設置及び大学院看護学研究科看護学専攻修士課程を博士前期課程へ変更するため。

2. 変更の時期

令和8年4月1日

一宮研伸大学大学院学則 新旧比較対照表

新	旧																	
<u>(課程)</u> 第4条 本大学院に <u>博士課程</u> を置く。	<u>(研究科及び入学定員等)</u> 第4条 本大学院に <u>看護学研究科</u> （以下「 <u>研究科</u> 」という。）を置く。																	
2 博士課程は、これを前期2年の課程（以下「 <u>博士前期課程</u> 」という。）及び後期3年の課程（以下「 <u>博士後期課程</u> 」という。）に区分し、博士前期課程は、これを修土課程として取り扱うものとする。 (研究科及び入学定員等)	<u>新規</u>																	
第4条の2 本大学院に看護学研究科看護学専攻を置く。	<u>新規</u>																	
2 研究科の学生定員は、次のとおりとする。 <table border="1" data-bbox="190 954 833 1302"> <thead> <tr> <th rowspan="2"><u>研究科</u></th> <th rowspan="2"><u>専攻</u></th> <th rowspan="2"><u>課程</u></th> <th colspan="2"><u>学生定員</u></th> </tr> <tr> <th><u>入学定員</u></th> <th><u>収容定員</u></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>看護学研究科</u></td> <td><u>看護学専攻</u></td> <td><u>博士前期課程</u></td> <td>6名</td> <td>12名</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td><u>博士後期課程</u></td> <td>2名</td> <td>6名</td> </tr> </tbody> </table>	<u>研究科</u>	<u>専攻</u>	<u>課程</u>	<u>学生定員</u>		<u>入学定員</u>	<u>収容定員</u>	<u>看護学研究科</u>	<u>看護学専攻</u>	<u>博士前期課程</u>	6名	12名			<u>博士後期課程</u>	2名	6名	2 研究科の入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。 入学定員 収容定員 6名 12名
<u>研究科</u>				<u>専攻</u>	<u>課程</u>	<u>学生定員</u>												
	<u>入学定員</u>	<u>収容定員</u>																
<u>看護学研究科</u>	<u>看護学専攻</u>	<u>博士前期課程</u>	6名	12名														
		<u>博士後期課程</u>	2名	6名														
(修業年限) 第12条 本大学院の修業年限は、次の各号に定めるとおりとする。 一 博士前期課程は2年とする。ただし、第33条ただし書きに規定する場合にあっては、この限りではない。 二 博士後期課程は3年とする。ただし、第33条の2ただし書きに規定する場合にあっては、この限りではない。 削除	(修業年限) 第12条 本大学院の修業年限は、2年とする。ただし、学長が認めるときは、3年とすることができる。 <u>新規</u> 2 在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、大学院に一年以上在学すれば足りるものとする。																	

<p>(在学年限)</p> <p>第 13 条 本大学院の在学年限は、次の各号に定めるとおりとする</p> <p>一 博士前期課程は 4 年を超えることができない。</p> <p>二 博士後期課程は 6 年を超えることができない。</p>	<p>(在学年限)</p> <p>第 13 条 在学年限は、通算して 4 年を超えることができない。</p> <p>新規</p>
<p>(博士前期課程の入学資格)</p> <p>第 16 条 博士前期課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。</p>	<p>(入学資格)</p> <p>第 16 条 本大学院に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。</p>
<p>(博士後期課程の入学又は進学の資格)</p>	<p>新規</p>
<p>第 16 条の 2 博士後期課程に入学又は進学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。</p> <p>一 本学大学院若しくは他の大学院で修士の学位又は専門職学位を授与された者</p> <p>二 外国において、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者</p> <p>三 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者</p> <p>四 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置づけられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者</p> <p>五 国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法(昭和 51 年法律第 72 号)第 1 条第 2 項に規定する 1972 年 12 月 11 日の国際連合総合決議に基づき設立された国際連合大学(以下「国際連合大学」という。)の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者</p> <p>六 外国の学校、第 4 号の指定を受けた教育施設又は国際連合大学の教育課程を履修し、大学院設置基準(昭和 49 年文部省令第 28 号)第 16 条の 2 に規定する試験及び審査に相当するものに合格し、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると</p>	

<p><u>認められた者</u></p> <p><u>七 文部科学大臣の指定した者</u></p> <p><u>八 大学院において、個別の入学資格審査により、 修士の学位文は専門職学位を有する者と同等以上 の学力があると認めた者で、24歳に達した者</u></p> <p>(入学の出願手続)</p> <p>第 17 条 <u>第 16 条及び第 16 条の 2 に規定する者で入 学を志願する者は、本大学院所定の書類に入学検定 料を添えて、所定の期日までに提出しなければなら ない。</u></p> <p><u>(進学の出願手続)</u></p> <p><u>第 17 条の 2 第 16 条の 2 に規定する者で進学を志願 する者は、本大学院所定の書類を所定の期日までに 提出しなければならない。</u></p> <p><u>2 前項に規定する提出の時期、方法、提出すべき書 類等については、別に定める。</u></p> <p><u>(入学試験又は進学試験)</u></p> <p>第 18 条 <u>第 17 条第 1 項の入学志願者及び第 17 条の 2 第 1 項の進学志願者については、別に定めるところ により、選考を行う。</u></p> <p><u>(進学手続及び進学許可)</u></p> <p><u>第 19 条の 2 第 18 条の選考結果に基づき合格の通知 を受けた者は、所定の期日までに、連帯保証人を定 め、本大学院所定の書類で進学手続きをしなければ ならない。</u></p> <p><u>2 学長は、前項に規定する進学手続きを完了した者 に進学を許可する。</u></p> <p>(休学)</p> <p>第 23 条 学生が疾病その他止むを得ない事情により、 引き続き 3 ヶ月以上修学することができないときは、 医師の診断書又は詳細な事由を付して、学長に願い出 て、その許可を得て休学することができる。</p>	<p>(入学の出願手続)</p> <p>第 17 条 <u>大学院への入学を志願する者は、本 大学院所定の書類に入学検定料を添えて、提 出しなければならない。</u></p> <p><u>新規</u></p> <p><u>(入学者の選考)</u></p> <p>第 18 条 <u>前条第 1 項の入学志願者については、 別に定めるところにより、選考を行う。</u></p> <p><u>新規</u></p> <p><u>(休学)</u></p> <p>第 23 条 同左</p>
--	--

<p>4 休学期間は、<u>博士前期課程にあっては通算して 2 年、博士後期課程にあっては通算して 3 年を超えることはできない。</u></p>	<p>4 休学期間は、<u>通算して 2 年を超えることはできない。</u></p>
<p>5 休学期間は、第 13 条の在学年限に算入しない。</p>	
<p>(留学)</p>	
<p>第 26 条 学生が外国の大学院に留学をしようとするときは、学長の許可を得て留学することができる。</p>	
<p>2 前項の許可を受けて留学した期間は、第 12 条の修業年限に含めることができる。</p>	
<p>(除籍)</p>	
<p>第 28 条 学生が次の各号のいずれかに該当する場合は、研究科教授会の議を経て、学長が除籍することができる。</p>	
<p>一 第 13 条に規定する在学年限を超えた者</p>	
<p>(授業科目)</p>	
<p>第 30 条 教育課程は、各授業科目を必修科目、選択科目に分け、各年次に配当して編成するものとする。</p>	
<p>2 <u>博士前期課程の授業科目及び単位数は、別表 1 のとおりとする。</u></p>	
<p>3 <u>博士後期課程の授業科目及び単位数は、別表 1-2 のとおりとする。</u></p>	
<p>4 <u>第 2 項及び第 3 項の授業は、多様なメディアを高度に活用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。</u></p>	
<p>(修了要件)</p>	
<p>第 33 条 <u>博士前期課程の修了の要件は、当該課程に 2 年以上在籍し、所定の在学年限を満たし、別表 1-1 の定めるところにより、所要の授業科目について所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた</u></p>	

<p>上、修士論文についての審査及び試験に合格した者に対し、研究科教授会の意見を聴いて、学長が修了を認定する。<u>ただし、在学期間に關しては、特に優れた研究業績を上げた者については、本大学院に1年以上在学すれば足りることとする。</u></p>	<p>かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文についての審査及び試験に合格した者に対し、研究科教授会の意見を聴いて、学長が修了を認定する。</p>
<p><u>第 33 条の 2 博士後期課程の修了の要件は、当該課程に 3 年以上在籍し、所定の在学年限を満たし、別表 1-3 の定めるところにより、所要の授業科目について所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文についての審査及び試験に合格した者に対し、研究科教授会の意見を聴いて、学長が修了を認定する。ただし、在学期間に關しては、特に優れた研究業績を上げた者については、本大学院に 2 年以上在学すれば足りることとする。</u></p>	<p><u>新規</u></p>
<p>(単位の授与)</p> <p>第 35 条 授業科目を履修した場合に、成績の評価を行い、合格した者には所定の単位を与える。</p>	<p>(単位の授与)</p> <p>第 35 条 同左</p>
<p>3 第 30 条第 4 項の規定による方法で履修し修得した単位は、<u>博士前期課程においては 20 単位を超えない範囲で修了の要件として認定することができる。</u></p> <p><u>4 第 30 条第 4 項の規定による方法で履修し修得した単位は、博士後期課程においては 2 単位を超えない範囲で修了の要件として認定することができる。</u></p>	<p>3 第 30 条第 3 項の規定による方法で履修し修得した単位は、20 単位を超えない範囲で修了の要件として認定することができる。</p> <p><u>新規</u></p>
<p>(入学前の既修得単位等の認定)</p> <p>第 37 条 教育上有益と認めるときは、学生が本大学院に入学する前に他の大学の大学院において修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）を、本大学院に入学した後の本大学院において修得したものとみなすことができる。</p>	<p>(入学前の既修得単位等の認定)</p> <p>第 37 条 同左</p>
<p>2 前項の規定により本大学院において修得したものとみなす単位は、<u>博士前期課程においては 15 単位を超えないものとする。</u></p> <p><u>3 第 1 項の規定により本大学院において修得したも</u></p>	<p>2 前項の規定により本大学院において修得したものとみなす単位は、15 单位を超えないものとする。</p> <p><u>新規</u></p>

<p><u>のとみなす単位は、博士後期課程においては 2 単位を超えないものとする。</u></p> <p>(他の大学院における授業科目の履修等)</p> <p>第 38 条 教育上有益と認めるときは、他の大学院との協議に基づき、学生に当該他の大学院の授業科目を履修させることができる。</p> <p>2 前項の規定により履修した授業科目について修得した単位は、<u>博士前期課程においては 15 単位を超えない範囲で修了の要件となる単位として認めることができる。</u></p> <p>3 前項及び第 37 条第 2 項で修得したものとみなすことができる単位数は、<u>博士前期課程においては合わせて 20 単位を超えないものとする。</u></p> <p>4 <u>第 1 項及び第 37 条第 3 項の規定により本大学院において修得したものとみなす単位は、博士後期課程においては 4 単位を超えないものとする。</u></p> <p>(学位)</p> <p>第 40 条 第 33 条において、修了を認められた者は、修士（看護学）の学位を授与する。</p> <p>2 <u>第 33 条の 2 において、修了を認められた者には、博士（看護学）の学位を授与する。</u></p> <p>3 学位の授与に関し必要な事項は、別に定める。</p> <p>(入学金及び授業料等)</p> <p>第 41 条 入学検定料、入学金及び授業料等は、別表 2 及び別表 2-1 のとおりとする。</p> <p>2 第 14 条に規定する長期履修生が納める授業料の額は、別表 2-2 及び別表 2-3 のとおりとする</p> <p>附則</p> <p><u>この学則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。</u></p>	<p>(他の大学院における授業科目の履修等)</p> <p>第 38 条 同左</p> <p>2 前項の規定により履修した授業科目について修得した単位は、15 単位を超えない範囲で修了の要件となる単位として認めることができる。</p> <p>3 前項及び第 37 条第 2 項で修得したものとみなすことができる単位数は、合わせて 20 単位を超えないものとする。</p> <p><u>新規</u></p> <p>(学位)</p> <p>第 40 条 同左</p> <p><u>新規</u></p> <p>2 <u>修士の学位の授与に関し必要な事項は、別に定める。</u></p> <p>(入学金及び授業料等)</p> <p>第 41 条 入学検定料、入学金及び授業料等は、別表 2 のとおりとする。</p> <p>2 第 14 条に規定する長期履修生が納める授業料の額は、別表 2 のとおりとする。</p> <p>附則</p>
---	---

一宮研伸大学大学院看護学研究科教授会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、一宮研伸大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第7条の規定に基づき、大学院看護学研究科教授会（以下「研究科教授会」という。）の運営に関し必要な事項を定める。

(構成)

第2条 研究科教授会は、学長、研究科に所属する教授及び准教授をもって構成する。

- 2 前項の規定にかかわらず、議長は学長の承認を得て、必要に応じ、専任講師及びその他の教職員の参加を要請できる。
- 3 研究科の重要事項については、教授のみで審議する。

(審議事項)

第3条 研究科教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

- 一 学生の入学及び課程の修了に関する事項
- 二 学位の授与に関する事項
- 三 前2項に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、研究科教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定める事項

2 研究科教授会は、前項に規定するもののほか、学長及び研究科長（以下「学長等」という。）がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。

(議長)

第4条 研究科教授会に議長を置き、研究科長をもって充てる。

- 2 研究科長に事故あるときは、研究科長があらかじめ指名する者が議長を代行する。
- 3 議長が、研究科教授会を招集する。

(会議)

第5条 研究科教授会は、原則として月1回開催する。ただし、学長等が必要と認めるときは、臨時の研究科教授会を開催することができる。

2 研究科教授会を開催するときは、事前に文書をもって通知する。ただし、緊急やむを得ない場合はこのかぎりでない。

(定足数及び議決)

第6条 研究科教授会は、構成員の3分の2以上の出席がなければ会議を開くことができない。なお、欠席する場合は委任状（別紙様式）を提出しなければならない。

- 2 前項の構成員の数には、海外渡航中の者、休職中の者及び長期病気休暇中の者は、参入しない。
- 3 議事は、特別の定めがある場合を除き、出席者の過半数の賛成をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 4 前項の規定にかかわらず、研究科教授会が特に必要と認めたときは、あらかじめ前項の

会議の成立要件を変更することができる。

(専門委員会)

第7条 研究科教授会が必要と認めたときは、専門委員会を設けることができる。

(議事録)

第8条 研究科教授会は、議事録を作成し、次回の研究科教授会において確認する。

2 議事録は、出席者のうち議長が指名する1名の構成員が確認のうえ、押印するものとする。

(庶務)

第9条 研究科教授会の庶務は、総務課が担当する。

(細則)

第10条 この規程に定めるもののほか、研究科教授会の運営等に必要な事項は、研究科教授会において定める。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、研究科教授会の議を経て学長が定める。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年12月14日から施行する。